

**障害者自立支援協議会 令和5年11月6日開催 協議事項**

**【課題】 障害者自立支援協議会 運営会議等での意見より**

連絡会	課題	現状	問題点	留意事項
相談支援連絡会	相談支援専門員の心理的孤立。	市内の多くの相談支援事業所は、相談支援専門員一人しかいないところが多い。	同一法人であっても、相談支援事業とその他の事業とでは相談支援専門員の悩みや困りごとを共有できない。同じ目線で話し合えるスタッフがいないので、相談支援専門員の中には孤立感を抱えている者もいる。	令和5年7月から基幹相談支援センターの相談支援専門員による、市内相談支援事業所への巡回相談が始まっている。
相談支援連絡会	緊急に居場所を確保しなければならない状況になった際に、相談支援専門員としてたいへんな時間と労力をかけて探している。このことが相談支援専門員の負担になっている。	何か所も問い合わせたうえで、ほとんどの場合において居場所(ショートステイ)を確保できてしまっている。	地域生活支援拠点を含め、緊急時に滞在できる(宿泊を含む)社会資源の整備が不十分であること。	障がい特性に合った受け入れ先(宿泊を伴う利用)が必要。 または、障がい特性を問わず受け入れられる事業所の確保が望ましい。
こども連絡会	特別な支援を要する児童の保護者が、ライフステージが変わる際や、サービス利用内容が変わる際に、相談支援専門員がいないと、どのように支援機関との調整をすればよいかわからず困っている。	あさひ学園、保健センター、子育て世代包括支援センターが、左記の保護者のための市委託相談支援事業所の情報を提供している。	市委託相談支援事業所と計画相談支援事業所の違いを、保護者だけでなく、サービス支援事業所職員も理解されていないこともあります。左記の状況であっても市委託相談支援事業所に繋がらないことがある。	

※日中活動系連絡会と就労支援連絡会からはありません